

議案第四十五号

港区学校教育推進計画改定方針（案）について

令和五年六月十二日

港区教育委員会

令和5年6月12日  
教育委員会議案資料 No. 5

# 港区学校教育推進計画改定方針（案）

## 港区学校教育推進計画とは

「港区学校教育推進計画」は、「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」が掲げる基本理念、めざす人間像、取組の基本的方向性に基づき、子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育のさらなる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。

## I 改定に当たって踏まえるべき背景

### 1 社会情勢の変化

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2（2020）年以降、世界的に新型コロナウイルスが感染拡大し、外出の自粛やマスクの着用が求められるなど、収束が見通せない状況にありました。一方で、テレワークやキャッシュレス決済の普及など、新しい働き方や暮らし方が浸透しました。

その後、令和5（2023）年3月からマスクの着用が個人判断となり、同年5月には新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へ移行され、法律に基づいた外出自粛の要請がなくなり、感染症対策は個人の判断に委ねられるなど、社会はアフターコロナへと向かいつつあり、コロナ禍の収束に向けた取組を進める必要があります。

#### (2) 変わりゆく社会動向

##### ア DXの進展

DX（デジタルトランスフォーメーション。ICTの浸透が人々の生活をより良い方向に変化させること。）はデジタル技術の進歩とともに自治体でも拡がりを見せており、教育行政の充実や効率化に向け、AIやロボットなど、先端技術を活用した施策の推進が求められています。あわせて、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化を進める必要があります。

##### イ 総合的な子ども政策の推進

令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、国は「こどもまんなか」をスローガンに、子ども政策を総合的に推進する司令塔として、こども家庭庁を設置しました。出生率の低下や少子化への対策、困難な状況にある子どもの支援や居場所づくりなど、横断的に切れ目のない子ども・子育て政策を推進していく必要があります。

##### ウ SDGsの達成に向けた取組の加速

SDGs（持続可能な開発目標）の達成期限である令和12年（2030年）まで10年を切り、「行動の10年」を迎えています。また、国は令和32年（2050年）までにカーボンニュートラルをめざすことを宣言しています。

##### エ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

社会構造の変化などの影響により、ニーズは多様化しています。障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、区民一人ひとりがともに支え合いながら、自分らしく生きがいを持って暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組の推進が一層求められています。

## 2 国及び東京都の状況

### (1) 国の状況

#### ア 令和の日本型学校教育に向けた今後の方向性

令和3（2021）年1月に中央教育審議会における答申において、Society 5.0時代、先行きが不透明で予測困難な時代に対応するため、令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性が示されました。

指導の個別化と学習の個性化に基づく「個別最適な学び」と探究的な学習や体験活動などを通じ、多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められています。

#### イ 少人数教育の推進

令和3（2021）年3月に改正義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が可決されたことを受け、令和7（2025）年度までに小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準が段階的に40人から35人に引き下げられます。児童数が増加する見込みの地域では、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備を推進していく必要があります。

#### ウ GIGAスクール構想の推進

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いGIGAスクール構想が前倒しで進められ、児童・生徒1人1台端末が早期実現しました。学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」のひとつとして位置付けられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。

#### エ 医療的ケア児の支援

令和3（2021）年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支援することとされました。国・地方公共団体の責務として、医療的ケア児が医療的ケア児ではない他の児童・生徒とともに教育を受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていくことなどが求められています。

#### オ こども家庭庁の創設

令和5（2025）年4月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されています。令和3（2021）年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、こども家庭庁が主導する今後のこども政策の基本理念が示されています。

- ① こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
- ② 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
- ③ 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
- ④ こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
- ⑤ 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
- ⑥ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

## カ 幼保小の架け橋プログラム

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視しています。

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすものとして、国は「幼保小の架け橋プログラム」を実施しています。令和4（2022）年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における実践を並行して集中的に推進していくこととしています。

## （2）東京都の状況

### ア 教科担任制の導入、試行実施

文部科学省では、令和3（2021）年1月に専門性の高い教科指導を通じた教育のさらなる質の向上と、学校における働き方の改革実現に向け、令和4（2022）年度から教科担任制を本格導入することを決定しました。

東京都では、国の方針を受け、令和3（2021）年度に都内の小学校10校を「小学校教科担任制等推進校」としてモデル校に指定し、令和5（2023）年度まで試行実施します。

### イ 特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都は、令和4（2022）年3月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ります。特にインクルーシブな教育の推進、医療的ケア児への支援の充実、デジタルを活用した教育の推進の3点を重点的に対応するとしています。

### ウ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承していくことなどを見据え、東京都は、令和4（2022）年3月に東京の子どもたちが楽しみながら運動やスポーツに参画し、体力を高めることを目的とした「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を策定しました。

### エ 東京都こども基本条例の施行と子供政策連携室の設置

令和3（2021）年4月に東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めた「東京都こども基本条例」が施行され、第十六条ではこども施策を総合的に推進する体制の整備が規定されました。

また、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、令和4（2022）年4月に「子供政策連携室」を設置しました。

### オ 「未来の東京」戦略version up 2023の策定

令和3（2021）年3月に策定した「『未来の東京』戦略」に掲げた政策のバージョンアップを図るため、令和5（2023）年1月に「『未来の東京』戦略version up 2023」を策定し、一つの大きな政策の切り口として「チルドレンファースト

の社会」を掲げました。日本語を母語としない子ども、医療的ケア児への支援など、全ての子どもが自分らしく、健やかに成長できる社会づくりに向けて、様々な支援を展開しています。

#### カ 不登校等対応

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、「家庭と子供の支援員」を小・中学校に配置しています。教職員と同支援員が連携して支援を行うことができるよう、定期的に助言を行うスーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）を配置しています。

令和5（2023）年度からは、中学校20校に不登校対応専門教員を配置し、小・中学校209校で校内別室指導支援員を配置します。また、不登校や日本語指導が必要で、学校や教育支援センターなどに通えていない児童・生徒に対し、デジタル技術を活用した新たな学びの場（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）を提供します。

#### キ 英語力の強化

令和4（2022）年度から都内公立中学校3年生を対象に「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）」を実施しています。

令和5（2023）年度から、都立高校入試の英語検査への活用に加え、小学校において身に付けた英語「話すこと」の力を把握し、小学校までの学習成果を中学校に円滑に接続するとともに、各学年の学びの連続性を意識した指導を行うため、中学校1年生・2年生におけるスピーキング力を測るテストを新たに実施します。

これまで指定校などで実施してきたネイティブ講師との1対1のオンライン英会話を全都立高校に拡大し、ネイティブ人材を活用して英語力を強化します。

#### ク 教員の採用選考方法見直し

令和5（2023）年度から東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）における選考方法を見直します。大学3年生などに前倒して一次選考を受験できるようにして教員採用試験をより受験しやすくするほか、例年10月中旬である合格発表を、民間企業の内定式（10月1日～）より早い9月下旬に変更します。前倒しすることで受験者の進路決定を早め、民間企業へ流れていた人材の受験確保を目指します。その他、社会人特例選考における年齢要件を現状の40歳以上から25歳以上への緩和、東京都公立学校正規教員経験者の一次選考を免除するカムバック採用の導入などにより、受験者の負担軽減と受験対象者の拡大、中途退職者の復帰を促進します。

### 3 港区の状況

#### (1) 区の人口推移

区の人口は、令和2（2020）年6月以降、これまでの増加傾向から一転して減少傾向となりましたが、令和4（2022）年2月からは再び増加に転じています。今後、各年代で人口増加が続くことが見込まれ、令和13（2031）年には30万人に達する見通しです。

そのうち年少人口は令和15（2033）年まで増加し続ける見込みとなっています。

一方、6歳～11歳は令和5（2023）年以降おおむね横ばい、12歳～14歳は増加傾

向が続く見込みです。

## (2) 区立中学校の全ての部活動に部活指導員を配置

区立中学校の全ての部活動に部活動指導員を配置します。生徒が専門性の高い指導を継続的に受けられる環境を整えるとともに、部活動指導員が休日の大会引率などにも対応することで、教員の働き方改革を推進します。

## (3) 全ての区立小学校で教科担任制を実施

モデル校4校で全国に先駆けて実施していた小学校高学年の教科担任制を、令和5(2023)年度から、全ての区立小学校へと拡充します。この独自の取組により、授業の質を向上するとともに、授業準備の効率化などにより教員の負担軽減につながります。

## (4) G I G Aスクール構想実現への取組

G I G Aスクール構想の推進に向けた課題を解決するため、教育情報参事官をアドバイザーとして位置付ける港区G I G Aスクールタスクフォースのもと、学びの支援体制を強化し、独自のG I G Aスクール構想を推進しています。具体的には、令和の時代にふさわしい学びの指針の策定、端末の保守運用業務の円滑化や教員の端末の活用方針の策定、情報モラルを向上させる方策の検討、教員が端末をスムーズに活用できるように研修を充実するなどがあります。

## (5) 子どもの体力向上

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちの低下した体力を向上させるための一人ひとりの健康な体づくりを支援し、体力・運動能力を伸長させるための教育を推進しています。

具体的には、学校の実態に合った特色ある「一校一取組運動」、MINATORIZMダンスフェスタの開催、体力向上リーフレットの作成、放課後運動教室の開催(外部事業者モデル実施)、港区体力向上優秀校の表彰などに取り組んでいます。さらには、子どもたちが学校生活の中で楽しみながら体力を向上できるように、全ての区立小学校と幼稚園にボルダリング設備を設置しています。

## (6) SDGs・環境教育

環境教育は、SDGsの視点からも持続可能な社会の創り手となる子どもたちにとって重要であることから、ビオトープや学校の敷地内外の自然環境を活用した教育を充実させています。

具体的には、学校の敷地内外の自然環境やビオトープを活用した環境教育の実施(各教科における取組、企業と連携した取組等)、みなと子どもエコアクション事業の取組強化、ビオトープや太陽光発電設備を活用した学習及び設置、若手教員研修での環境教育の研修開催などに取り組んでいます。

## (7) 国際理解教育の充実

英会話教室をとおして異文化理解の推進や高校受験に向けて学びを深め、国際人としての資質を育成することを目的として、令和5(2023)年度から区立中学校3年生を対象に、オンライン英会話教室を実施します。

「国際科」、「英語科国際」等の区独自の取組の質向上を目的として、教科としての英語科導入を踏まえたカリキュラム改訂、学校における指導の実態把握及び国際理解教育に資する授業改善、幼児期からの一貫した国際理解教育、海外派遣事業のプログ

ラム内容の質の向上などに取り組んでいます。

## (8) いじめ防止

子どもたちを取り巻く生活環境が変化し、いじめの様態が多様化していることから、いじめの未然防止に向けた取組を強化することを目的とした事業の見直しを行っています。

具体的には、SNSトラブルの防止をテーマとした「いじめ防止講演会」の開催、港区児童相談所や子ども家庭総合支援センター等の関係機関と連携しいじめの未然防止の取組強化、タブレット端末を活用しいじめ防止の啓発、心理検査（hyper-QU）の電子化による対応の迅速化などに取り組んでいます。

## (9) 新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症が、子どもたちに与えた影響を把握し、今後の幼児・児童・生徒の学びを保障する対応策について検討することを目的として、令和3

(2021)年10月に「コロナ禍の子どもたちの生活に関する実態調査」を実施しました。主な結果として、感染症が拡大する前に比べて、子どもの体力低下、友達との関わり、外で遊ぶ時間などが減少している一方で、家族の会話や保護者と過ごす時間が増えた、衛生面に関する意識が向上したといった変化が確認されています。

## (10) 港区子ども家庭総合支援センターの開設

令和3（2021）年4月に港区子ども家庭総合支援センターを開設しました。この施設は、親子が気軽に立ち寄れる子育ての拠点である港区立子ども家庭支援センター、専門職による児童の診断とその過程への援助を行う専門相談機関である港区児童相談所、母子が入所し自立を支援するための港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさいの複合施設です。

これら3施設を複合施設とすることで、増加する児童虐待などの子どもの相談に迅速にワンストップで対応するとともに、各施設の持つ機能と専門性を活用し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、地域ぐるみで切れ目なく、子どもと家庭への丁寧な支援を行います。

## (11) アンケート調査の結果

### ア 新型コロナウイルス感染症やタブレット等の影響の把握

インターネットやゲームの利用について家庭でのルールを決めているかについて、多くの家庭では、インターネットやゲームの利用について、ルールを決めています。

子どもたちは、学校以外でタブレットやスマートフォン等を使う時間は、中学生になると長くなっています。中学生はほとんどがスマートフォンを所有しています。

前回と比較して、ルールを決めている割合、タブレット等を使っている時間が増加しています。

### イ ポストコロナにおける学校生活の配慮について

校外学習、宿泊を伴う行事、文化的行事、運動会など、多くの行事について、新型コロナウイルス感染症が拡大する前と同じように行ってほしいと考えています。

### ウ 区立小学校への期待について

区立小学校に充実を希望することとしては、習熟度別授業や理数教育、STEAM教育、人権教育などが求められています。

特に6～11歳保護者で、「理数教育やSTEAM教育」が前回と比較して大きく

増えています。

## エ 区立中学校への期待について

区立中学校に充実を希望することとしては、習熟度別授業を筆頭に、小学生保護者からはいじめ防止、中学生保護者からは受験対策などが求められています。

特に6～11歳保護者で、「理数教育やSTEAM教育」が前回と比較して増えています。

## オ 「国際都市・港区」として必要な教育について

「国際都市・港区」として必要な教育については、語学力・コミュニケーション能力、異文化に対する理解が求められています。

そのための教育として、話し合いや討論、体験活動、自分で調べることを取り入れた教育が求められています。

このテーマは、前回と比較して大きな差はありませんでした。

## カ 学校でのキャリア教育への期待について

学校のキャリア教育に対しては、自分の個性や適性を理解する学習、学ぶことや働くことの意義を考えさせる学習、将来の生き方や人生設計に関する学習などが求められています。

このテーマは、前回と比較して大きな差はありませんでした。

## キ SDGsについて

SDGsのキーワードに対しては、労働と経済や世界平和への関心が求められています。

特に労働と経済について、前回と比較していずれの保護者とも大きく増えています。

## ク 今後の教育の方向性について

今後の教育の方向性としては、外国語教育や国際理解教育、ICT活用、プログラミング教育、理数教育、STEAM教育等が求められています。

特に、ICTの活用、プログラミング教育や理数教育、STEAM教育は、前回と比較していずれの保護者とも大きく増えています。

## ケ 子どもの体験について

子どもの体験活動の状況としては、音楽や美術の体験は多くなっていますが、地域や外国人との関わりは少なくなっています。

前回と比較すると、特に屋外で体験する多くの項目で、体験の頻度が減っています。

## コ 子どもの自己肯定感について

自己肯定感に関しては、小学生より中学生で低くなる傾向があり、特に将来の夢や目標の項目で大きく下がっています。

このテーマは、前回と比較して大きな差はありませんでした。



## Ⅱ 背景から見えた課題

区の年少人口は今後も増加が見込まれている中で、学校教育については、教科担任制や小・中学校の35人学級化などを進め、ひとり親世帯や両親がともに外国籍の世帯、子どもに対して障害や発達に関する不安を持っている世帯などに対応しつつ、個別最適な学びを提供していくことが求められます。また、いじめや不登校への対策も重要な課題となっています。

アンケート調査の結果によると、コロナ禍により子どもの体験機会が減少していること、中学生の自己肯定感の低さ、いじめ防止やSTEAM教育への期待があげられており、SDGs、環境教育の充実など、社会との関わりを学ぶことも求められています。

令和5（2023）年にこども家庭庁が設置されたことに基づき、子どもの権利尊重や意見を発言できる機会の提供が求められるようになります。

港区の特性を生かした教育としては、企業との連携や国際理解教育が期待されており、国際的なコミュニケーション能力の育成なども重要です。

### Ⅲ 改定の方向性

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の計画であり、中間年の改定に当たっては、計画策定時の方向性は維持しつつ、コロナ禍での社会や教育を取り巻く環境の変化、アンケート調査結果などを踏まえ、改定の方向性を定めます。

1 自らが国づくり、社会づくりの主体となれるようその基盤となる、「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。

（1）こども基本法や子どもの権利についての理解や自己肯定感を高め、自分を大切にするとともに、他者を思いやる豊かな心の育成に取り組めます。いじめや差別をしない規範意識を身に付け、協調性や助け合う心を育むため、人権教育や道徳教育をさらに推進します。

（2）教科担任制や小・中学校の35人学級化を推進し、基礎的な学力と論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組めます。港区の特性を生かした授業を展開し、子どもたちの知的好奇心を高め、意欲的に学ぶ姿勢を育みます。

（3）コロナ禍によって低下した子どもたちの体力を向上させるため、一人ひとりの基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりを支援します。食育や学校保健のさらなる充実、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身に付けるための教育に取り組めます。

（4）学校司書及び学校図書館支援員を活用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」として学校図書館の機能の充実を図り、読書をとおして人生を豊かにしようとする姿勢を育成します。

（5）子どもたちの多様な学びの場を確保する取組を進めます。個に応じた教育を充実させるとともに、国籍や障害の有無に関係なく、自身が生活する地域の学校で、自分に合った配慮を受け、ともに学ぶことをめざすインクルーシブ教育の理念に沿った環境整備を進めます。日本語を母語としない子ども、医療的ケア児など、様々な困難を抱えた子どもに対する支援の充実を図ります。

2 未来への先行投資を実行し、「知」の世紀をリードする創造性や未来を切り拓き、生き抜く力を育成します。

（1）日常的にICTを活用できる環境を整え、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることで、子どもたちの発達段階に応じた、情報モラル及び情報活用能力を育成します。プログラミング教育を推進し、物事を順序立て、試行錯誤し解決する力を育成します。

（2）SDGsの達成に向け、世界が直面する社会、経済、環境の課題について子どもたちが自分ごととして捉える意識の醸成や、日頃から取り組めるような知識を身に付けるための教育を推進します。社会の様々なことに子どもが関心を持ち、意見を発表できる機会を充実させます。

（3）GIGAスクール構想に対応した1人に1台のタブレット端末を活用することで、子どもたち一人ひとりの理解度に合わせた個別最適な授業を実施するとともに、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動など協働的な学びを推進します。

（4）郷土の歴史や文化、理科・科学、防災、環境等に関する体験学習の充実により、特色ある教育を推進します。港区立みなと科学館を活用し、理数教育やSTEAM教育、

環境教育に取り組み、未来を創造する力を育成します。

- (5) 教育センターを核とした相談機能を一層充実させ、不登校の児童・生徒や保護者の悩みに寄り添うとともに、医療、大学、児童発達支援センター等の関係諸機関と連携して課題の解決を図ります。港区子ども家庭総合支援センターと連携し、児童虐待やいじめなど生活指導上の課題に対応します。
- (6) 港区ならではの幼児期からの教育カリキュラムや、アカデミーごとに連携した幼・小中一貫教育をさらに発展させ、子どもたちの発達や学びの連続性に配慮した教育を推進します。選ばれる区立小・中学校となるよう各学校の魅力を高める取組を進めるとともに、将来を見据えた進路選択ができるよう、保護者と子どもたちへの情報提供や相談機能の充実を図ります。

### 3 家庭や地域との連携を深めるとともに、港区の特性を生かした特色ある教育を推進し、世界に貢献できる人材を育成します。

- (1) 英語によるコミュニケーション能力の向上にとどまらず、自国や他国の伝統や文化などについても学ぶ国際理解教育を推進します。 国際学級や日本語指導といった外国人などの子どもの学びを支える取組の充実も進め、国際社会で活躍する人材の育成に取り組みます。
- (2) 企業や大学、NPO等の団体、大使館など港区の豊富な人材や社会資源をこれまで以上に活用し、特色ある教育を推進します。 子どもたち一人ひとりに応じた学びを提供するとともに、子どもたちが多様な人々と協働することで、将来の夢や目標を持つことができる機会を創出します。
- (3) 保護者自身が家庭内での教育について学ぶ機会をつくることなどにより、これまで以上に幼稚園・学校及び家庭との連携を深め、家庭の教育力の向上に努めます。
- (4) 区立学校への理解を深めてもらうため、学校での取組や子どもたちの様子を保護者や地域に向けて積極的に情報発信します。
- (5) コミュニティ・スクールを充実させ、保護者や地域の声を聴き、地域とともにある学校として、PTAや地域との連携も深め、積極的な地域参加により、地域が一体となって子どもたちの健全な育ちを支える環境づくりに取り組みます。

### 4 教員の働き方改革とともに学校の教育力の向上を図り、子どもたちが安全・安心に、生き生きと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。

- (1) 校務支援システムやクラウドサービス、タブレット端末等のICTの活用や学校行事などの積極的な見直し、部活動指導員など人的資源のさらなる活用など教職員の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実につながる取組を推進します。 また、教職員がICTを効果的に活用でき、教育の質の向上につながるよう支援します。
- (2) 防災、防犯、交通安全、新型コロナウイルス等の感染症対策など、社会生活を営む上での様々なリスクから自らの安全安心を守ることができる力を養う教育を進めます。
- (3) 教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携など、学校が抱える複雑・多様な課題を解決し、子どもたちに必要な資質・能力を育む「チームとしての学校」の体制整備に取り組みます。

- (4) 幼児・児童・生徒数の増加に的確に対応するため、ウェルビーイングの実現を目指し、安全・安心な教育環境を計画的に整備します。学校施設の安全点検、通学路点検等の安全対策、いじめの防止や食物アレルギーへの適切な対応等、子どもたちの安全確保を第一とした取組を推進し、子どもを事件・事故から守ります。
- (5) 子どもたち一人ひとりが、夢と希望をもって成長していけるよう、「学習支援」「相談の充実」「家庭教育の支援」「経済的支援」の4つの柱による学びの未来応援施策を引き続き推進します。

## IV その他

### 1 検討体制

計画の策定に当たっては、公募区民や学識経験者、教育関係団体の代表者、校園長で構成する「学校教育推進計画検討委員会」において、学校教育に関する様々な視点から幅広い検討を行います。

また、区政全般にわたる施策の横断的な展開を図るため、区長部局を含めた関係職員（課長級）で構成する「学校教育推進計画検討会」において検討を行います。

### 2 改定スケジュール

令和5（2023）年6月 港区学校教育推進計画改定方針の決定

令和5（2023）年11月 港区学校教育推進計画素案の決定

令和5（2023）年11月～12月 区民意見募集

令和6（2024）年3月 港区学校教育推進計画決定

# 港区学校教育推進計画改定方針（案）概要

## I 改定に当たって踏まえるべき背景

### 1 社会情勢の変化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響
- (2) 変わりゆく社会動向
  - ア DXの進展
  - イ 総合的な子ども政策の推進
  - ウ SDGsの達成に向けた取組の加速
  - エ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

### 2 国及び東京都の状況

- (1) 国の状況
  - ア 令和の日本型学校教育に向けた今後の方向性
  - イ 少人数教育の推進
  - ウ GIGAスクール構想の推進
  - エ 医療的ケア児の支援
  - オ こども家庭庁の創設
  - カ 幼保小の架け橋プログラム
- (2) 東京都の状況
  - ア 教科担任制の導入、試行実施
  - イ 特別支援教育の推進
  - ウ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承
  - エ 東京都子ども基本条例の施行と子供政策連携室の設置
  - オ 「未来の東京」戦略version up 2023の策定
  - カ 不登校等対応
  - キ 英語力の強化
  - ク 教員の採用選考方法見直し

### 3 港区の状況

- (1) 区の人口推移
- (2) 区立中学校の全ての部活動に部活指導員を配置
- (3) 全ての区立小学校で教科担任制を実施
- (4) GIGAスクール構想実現への取組
- (5) 子どもの体力向上
- (6) SDGs・環境教育
- (7) 国際理解教育の充実
- (8) いじめ防止
- (9) 新型コロナウイルス感染症関連
- (10) 港区子ども家庭総合支援センターの開設
- (11) アンケート調査の結果
  - ア インターネットやゲームの利用について家庭でのルールを決めているかについて、多くの家庭では、インターネットやゲームの利用について、ルールを決めている。
  - イ 校外学習、宿泊を伴う行事、文化的行事、運動会など、多くの行事について、新型コロナウイルス感染症が拡大する前と同じように行ってほしいと考えている。
  - ウ 区立小学校に充実を希望することとしては、習熟度別授業や理数教育、STEAM教育、人権教育などが求められている。
  - エ 区立中学校に充実を希望することとしては、習熟度別授業を筆頭に、小学生保護者からはいじめ防止、中学生保護者からは受験対策などが求められている。
  - オ 「国際都市・港区」として必要な教育については、語学力・コミュニケーション能力、異文化に対する理解が求められている。
  - カ 学校のキャリア教育に対しては、自分の個性や適性を理解する学習、学ぶことや働くことの意義を考えさせる学習、将来の生き方や人生設計に関する学習などが求められている。
  - キ SDGsのキーワードに対しては、労働と経済や世界平和への関心が求められている。
  - ク 今後の教育の方向性としては、外国語教育や国際理解教育、ICT活用、プログラミング教育、理数教育、STEAM教育等が求められている。
  - ケ 子どもの体験活動の状況としては、音楽や美術の体験は多くなっているが、地域や外国人との関わりは少なくなっている。
  - コ 自己肯定感に関しては、小学生より中学生で低くなる傾向があり、特に将来の夢や目標の項目で大きく下がっている。

## II 背景から見た課題

区の年少人口は今後も増加が見込まれている中で、学校教育については、教科担任制や小・中学校の35人学級化などを進め、ひとり親世帯や両親がともに外国籍の世帯、子どもに対して障害や発達に関する不安を持っている世帯などに対応しつつ、個別最適な学びを提供していくことが求められる。また、いじめや不登校への対策も重要な課題となっている。

アンケート調査の結果によると、コロナ禍により子どもの体験機会が減少していること、中学生の自己肯定感の低さ、いじめ防止やSTEAM教育への期待があげられており、SDGs、環境教育の充実など、社会との関わりを学ぶことも求められている。

令和5（2023）年にこども家庭庁が設置されたことに基づき、子どもの権利尊重や意見を発言できる機会の提供が求められるようになる。

港区の特性を生かした教育としては企業との連携や国際理解教育が期待されており、国際的なコミュニケーション能力の育成なども重要である。

## III 改定の方向性

### 1 自らが国づくり、社会づくりの主体となれるようその基盤となる、「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進する。

- (1) こども基本法や子どもの権利についての理解や自己肯定感を高め、自分を大切にするとともに、他者を思いやる豊かな心の育成に取り組む。いじめや差別をしない規範意識を身に付け、協調性や助け合う心を育むため、人権教育や道徳教育をさらに推進する。
- (2) 教科担任制や小・中学校の35人学級化を推進し、基礎的な学力と論理的思考力、判断力、表現力の育成に取り組む。港区の特性を生かした授業を展開し、子どもたちの知的好奇心を高め、意欲的に学ぶ姿勢を育む。
- (3) コロナ禍によって低下した子どもたちの体力を向上させるため、一人ひとりの基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりを支援する。食育や学校保健のさらなる充実、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身に付けるための教育に取り組む。
- (4) 学校司書及び学校図書館支援員を活用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」として学校図書館の機能の充実を図り、読書とおして人生を豊かにしようとする姿勢を育成する。
- (5) 子どもたちの多様な学びの場を確保する取組を進める。個に応じた教育を充実させるとともに、国籍や障害の有無に関係なく、自身が生活する地域の学校で、自分に合った配慮を受け、ともに学ぶことをめざすインクルーシブ教育の理念に沿った環境整備を進める。日本語を母語としない子ども、医療的ケア児など、様々な困難を抱えた子どもに対する支援の充実を図る。

### 2 未来への先行投資を実行し、「知」の世紀をリードする創造性や未来を切り拓き、生き抜く力を育成する。

- (1) 日常的にICTを活用できる環境を整え、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図ることで、子どもたちの発達段階に応じた、情報モラル及び情報活用能力を育成する。プログラミング教育を推進し、物事を順序立て、試行錯誤し解決する力を育成する。
- (2) SDGsの達成に向け、世界が直面する社会、経済、環境の課題について子どもたちが自分ごととして捉える意識の醸成や、日頃から取り組めるような知識を身に付けるための教育を推進する。社会の様々なことに子どもが関心を持ち、意見を発表できる機会を充実させる。
- (3) GIGAスクール構想に対応した1人に1台のタブレット端末を活用することで、子どもたち一人ひとりの理解度に合わせた個別最適な授業を実施するとともに、多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動など協働的な学びを推進する。
- (4) 郷土の歴史や文化、理科・科学、防災、環境等に関する体験学習の充実により、特色ある教育を推進する。港区立みなと科学館を活用し、理数教育やSTEAM教育、環境教育に取り組む、未来を創造する力を育成する。
- (5) 教育センターを核とした相談機能を一層充実させ、不登校の児童・生徒や保護者の悩みに寄り添うとともに、医療、大学、児童発達支援センター等の関係諸機関と連携して課題の解決を図る。港区子ども家庭総合支援センターと連携し、児童虐待やいじめなど生活指導上の課題に対応する。
- (6) 港区ならではの幼児期からの教育カリキュラムや、アカデミーごとに連携した幼・小中一貫教育をさらに発展させ、子どもたちの発達や学びの連続性に配慮した教育を推進する。選ばれる区立小・中学校となるよう各学校の魅力を高める取組を進めるとともに、将来を見据えた進路選択ができるよう、保護者と子どもたちへの情報提供や相談機能の充実を図る。

### 3 家庭や地域との連携を深めるとともに、港区の特性を生かした特色ある教育を推進し、世界に貢献できる人材を育成する。

- (1) 英語によるコミュニケーション能力の向上にとどまらず、自国や他国の伝統や文化などについても学ぶ国際理解教育を推進する。国際学級や日本語指導といった外国人などの子どもの学びを支える取組の充実も進め、国際社会で活躍する人材の育成に取り組む。
- (2) 企業や大学、NPO等の団体、大使館など港区の豊富な人材や社会資源をこれまで以上に活用し、特色ある教育を推進する。子どもたち一人ひとりに応じた学びを提供するとともに、子どもたちが多様な人々と協働することで、将来の夢や目標を持つことができる機会を創出する。
- (3) 保護者自身が家庭内での教育について学ぶ機会をつくることなどにより、これまで以上に幼稚園・学校及び家庭との連携を深め、家庭の教育力の向上に努める。
- (4) 区立学校への理解を深めてもらうため、学校での取組や子どもたちの様子を保護者や地域に向けて積極的に情報発信する。
- (5) コミュニティ・スクールを充実させ、保護者や地域の声を聴き、地域とともにある学校として、PTAや地域との連携も深め、積極的な地域参加により、地域が一体となって子どもたちの健全な育ちを支える環境づくりに取り組む。

### 4 教員の働き方改革とともに学校の教育力の向上を図り、子どもたちが安全・安心に、生き生きと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備する。

- (1) 校務支援システムやクラウドサービス、タブレット端末等のICTの活用や学校行事などの積極的な見直し、部活動指導員など人的資源のさらなる活用など教職員の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの一層の充実につながる取組を推進する。また、教職員がICTを効果的に活用でき、教育の質の向上につながるよう支援する。
- (2) 防災、防犯、交通安全、新型コロナウイルス等の感染症対策など、社会生活を営む上での様々なリスクから自らの安全安心を守ることができる力を養う教育を進める。
- (3) 教員の指導体制の充実、専門的な人材との連携など、学校が抱える複雑・多様な課題を解決し、子どもたちに必要な資質・能力を育む「チームとしての学校」の体制整備に取り組む。
- (4) 幼児・児童・生徒数の増加に的確に対応するため、ウェルビーイングの実現を目指し、安全・安心な教育環境を計画的に整備する。学校施設の安全点検、通学路点検等の安全対策、いじめの防止や食物アレルギーへの適切な対応等、子どもたちの安全確保を第一とした取組を推進し、子どもを事件・事故から守る。
- (5) 子どもたち一人ひとりが、夢と希望をもって成長していけるよう、「学習支援」「相談の充実」「家庭教育の支援」「経済的支援」の4つの柱による学びの未来応援施策を引き続き推進する。